

(別添) 条例等による富士登山規制の骨子(案)に対する御意見の内容及びそれに対する県の考え方

NO	意見内容	県の考え方
1	<p>入山料は、外国人は10,000円～15,000円、国民は2,000円が妥当と考えます。 また山小屋宿泊を伴わない日帰り登山を、弾丸登山とスケープゴートにし宿泊を迫る行為は、本質からズレた話で、経験の無い初心者や装備の足りない理解不足な人の問題と、山小屋利権をまぜこぜにして誤魔化した欺瞞です。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。 今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。 外国人の料金あり方については、今後も他の地域における状況等を踏まえ、検討してまいります。 また、弾丸登山(事前に十分な休息を取らず、夜通し登山を行うこと)は危険を伴いやすいものと認識しており、「午後2時から翌午前3時までに入山する場合の山小屋宿泊」を条件としております。</p>
2	<p>登山道の整備や自然保護など、入山料の必要性は十分感じていますが、学生割引や山岳部員に対する割引を考慮していただきたいです。 また、富士山は静岡県民の誇りでもあり、地元の象徴でもあります。県民にとって身近であるはずの富士山が遠い存在になるのは悲しいことです。県民割引を是非検討してください。</p>	<p>教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。 入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しており、今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。</p>
3	<p>富士山の教育・学術利用の例外等規定を設けていただくことを強く要望します。宜しく願います。</p>	<p>教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
4	<p>県内の小中学生が富士山学習をすることなどは県としても積極的に進めるべきだと思うので、公的な活動の一環として小中学生が入山する場合は減免すべきだと考えます。</p>	<p>教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
5	<p>入山料を課す趣旨については大いに賛同しますが、山頂登山を目的としない入山者について考慮していただきたいことがあります。今回の骨子案は、教育目的の団体に対する配慮がありません。</p>	<p>教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
6	<p>教育目的で入山する児童・生徒・学生および引率教員の入山料を減免する仕組みを取り入れていただきたい。</p>	<p>教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
7	<p>富士山の価値、未来への継承のため、入山料は一律とせず、未成年は半額、小学生以下は1/4とするなど、青少年、家族登山の奨励策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。 今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。</p>
8	<p>1人一律4,000円ではなく、大人(中学生以上)と子どもで区別してもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。 なお、教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
9	<p>子どもには、富士登山をして、自然に触れてもらいたいし、景色も楽しんでもらいたい。また、登山の厳しさ、山の気象条件の変化なども経験してもらいたい、山小屋の宿泊もしてほしい。子ども連れには、半額にするなど配慮が必要。</p>	<p>また、御殿場口新五合目から双子山ハイキングコース及び須走口の小富士ハイキングコースは、条例の対象外とする方向で検討してまいります。</p>
10	<p>海外からの登山客については適切、または安価なくらいと考えます。ただし日本人、さらにはとくに富士山に親しんでほしい地元の方に対しては高額すぎると感じます。 地元の方の中には、五合目付近の散策、あるいは動植物観察や天体観測に頻繁に出かけていた方、これからも出かけた方がいらっしゃるのではないかと想像します。とくにマイカーで行ける御殿場口新五合目の火山荒原一帯などはそのような方々が多いのではないのでしょうか。そのような方々に毎回4,000円を支払わせるのはあまりにも酷です。 そのような方こそ将来も含め富士山の自然を守る人となりうる方だと考えると、高額な入山料や時間規制で入山を排除すべきではないと思います。無料にすべきとまでは言いませんが、是非、シーズン券の販売や入山時間制限解除などの配慮をしていただきたいと思えます。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。 今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。また、入山の都度、経費が生じるものと考えており、1回ごとに入山料4,000円をいただくこととしております。 なお、御殿場口新五合目から双子山ハイキングコース及び須走口の小富士ハイキングコースは、条例の対象外とする方向で検討してまいります。</p>

NO	意見内容	県の考え方
11	<p>花博やディズニーのように年間パスポートなどの検討もお願いします。 なお小中学生などの団体割引は教育上必要なものだと思いますが、ツアー客などによる団体行動は様々な問題がおきているため、除外することを徹底していただきたいです。</p>	<p>入山の都度、経費が生じるものと考えており、1回ごとに入山料4,000円をいただくこととしております。ツアー等の団体旅行についても、一人あたり4,000円をいただく方針です。 なお、教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。</p>
12	<p>将来にわたり富士山の価値を守り続けていくためには、若い県民である生徒や学生に、現在の富士山における美しさ(自然、環境保全活動など)を現地で体験できる機会が非常に重要であると考えております。将来にわたり富士山の価値を維持するために入山料の徴収は必要不可欠であると承知しておりますが、一律金額での入山料は教育活動(特に山頂までの登山を含まない野外活動)を継続的に実施するにあたり、大きな負担になることが懸念されます。教育活動以外にも様々な活動が実施されていると思いますので、今回の条例制定に際しまして、富士山を活用した様々な活動の現状を把握いただき、目的に応じた入山料減免措置等のご配慮をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>入山の都度、経費が生じるものと考えており、1回ごとに入山料4,000円をいただくこととしております。なお、教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。 目的に応じた、入山料の減免措置のあり方については、実情に応じて対応を検討してまいります。</p>
13	<p>入山料の徴収には賛成だが、金額について、2,000円とすべき。 その用途について、維持管理のためだけに使うこと。間違っても、徴収のための人件費には、絶対使用しない。雇用対策になってしまう。主に、清潔なトイレの使用が誰でもができるように、山小屋等に援助する。 子ども料金について、18歳以下の子どもは、無料にする。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。 今回の条例案における入山規制に関する経費は、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。 なお、教育課程に基づく教育活動については、入山料を減免する方向で検討してまいります。 また、入山料の用途については、県HP等で公表していく予定です。</p>
14	<p>入山料を4,000円とした算定根拠を具体的に示すこと。</p>	
15	<p>4,000円はどの様な試算で決められたのでしょうか。 入山者数の制限という選択も、このままでもいくと必要になってくるのでは、と感じています。徴収したお金の収支報告の公開をお願いします。 富士登山について、注意喚起などをもっと伝えていくべきだと思います。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。 入山料の収支・用途については、県HP等で公表していく予定です。 注意喚起については、環境省、山梨県等と連携し、広く周知できるよう、取り組んでまいります。</p>
16	<p>入山料は、運営管理、安全対策、環境保全にと記入されているが、いくら入山料を見込み、どの分野にいくら使用するのかわかりやすく説明してほしい。また、収入と支出は、県民と登山者にわかりやすく示してほしい。</p>	<p>登山者の安全対策や富士山の環境保全のため、規制が必要と判断し、そのための経費については、登山者に負担していただくものと考えております。経費には、入山料を徴収するための経費等の運営管理の経費も含まれております。 入山料の収支・用途については、県HP等で公表していく予定です。 なお、富士山衛生センター運営費やトイレ整備改修等に対しても、入山料を使用していく方針です。</p>
17	<p>金額はいくらになっても構いませんが何の為に必要な費用であるかを明確にしてください。 入山料徴収の為に費用であれば無しにしたい。 費用を払うのであればその対価として各小屋で医療関係者の待機、山岳救助者の待機、トイレの充実と無料化などは実施して下さい。 入山料に山岳保険料が含まれても良いのではないのでしょうか。安心して登れます。</p>	<p>登山者の安全対策や富士山の環境保全のため、規制が必要と判断し、そのための経費については、登山者に負担していただくものと考えております。経費には、入山料を徴収するための経費等の運営管理の経費も含まれております。 入山料の収支・用途については、県HP等で公表していく予定です。 なお、富士山衛生センター運営費やトイレ整備改修等に対しても、入山料を使用していく方針です。</p>
18	<p>徴収する入山料の用途と効果を示すこと。</p>	
19	<p>入山料の4,000円について、中途半端のイメージ。日本は、3と5の間をとる考え方もあるが、4＝死を連想させるため、一般的に避ける傾向がある。中途半端の理由は、そこにあると思う。3000円より上を検討しているのならば5000円にしたほうが日本的。</p>	
20	<p>金額が高い。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。</p>
21	<p>4,000円の徴収は高すぎる。世界遺産であるなら皆が気軽に利用出来る金額であるべきだ。 2-3,000円なら、自分も仕方ない金額だと思います。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。</p>
22	<p>入山料は山梨県が4,000円に引き上げる事になったので、課題は解消されたと思う。4千円が妥当かどうか判断する知識がありません。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出しております。</p>

NO	意見内容	県の考え方
23	<p>入山料は1万円以上とすべき。パラオのジェリーフィッシュレイクは100ドル支払います。入山時の装備の規制や、必要なら装備の貸し出しもすべき。 ゴミ拾い費用等も掛かっているため、環境保全と登山者の安全のために、十分な費用の徴収が必要です。DisneyやUSJは高くなっても十分に集客できています。 ボランティアの医師やスタッフにも正規の費用を払うべきです。世界遺産の価値を守るためには、登山客の減少が必須だと考えます。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出してあります。 富士山に常駐する医師等については、必要な経費をお支払いしており、今後は入山料を充てていく考えです。</p>
24	<p>宝永山の人、途中までの登山をする人と、頂上を目指して登山すると登山料が同じというのは納得いかない。登山料を別に考えてほしい。</p>	<p>入山料については、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費を積算し、五合目を通過する登山者見込数で割って4,000円を算出してあります。 上記の経費は、到達地点に関わらず生じるものであり、到達地点の高低に応じて、個別に算定し、対応することは困難であるとの考えから、原則として、到達地点に応じて料金に差を設けることはしない方針としています。</p>
25	<p>「1人4,000円」とあるが、これは子供も対象なのか分からなかった。入山料の用途も分かりづらい。</p>	<p>子どもも対象であり、入山料は4,000円/人となります。 入山料の用途については、県HP等で公表していく予定です。</p>
26	<p>入山料を取るの、おかしい。入山料を取れば、山中エリアの事件、事故は、全て静岡県の責任者になるのでは。</p>	<p>山中エリアであっても、事件、事故に関する責任の所在は、個別の原因や事情に応じて変わるものであり、入山料徴収をもって、全て静岡県の責任になるものではないと考えております。</p>
27	<p>先日、山梨県の関係者向け説明会で、静岡側と山梨側で料金の二重取りをしないようにするという話がありました。それについては両県で話し合い、明確に取り決めて実現をお願いします。</p>	<p>登山者が、山梨県と静岡県で、重複して料金を負担することがないように、山梨県と調整してまいります。</p>
28	<p>料金徴収を考えている六合目の大石茶屋付近は、国立公園でも国有地でも県有地でもないと理解しているのですが、どのような名目で料金を徴収するのでしょうか。</p>	<p>入山料は、静岡県における五合目以上に立ち入る登山者の安全対策・富士山の環境保全に資する事業や、新たに導入する規制手続の運営経費について、登山者に御負担していただくものと考えております。登山規制の実施については、土地所有者の承諾を得ながら、検討を進めているものです。</p>
29	<p>規制の骨子案の内容は山頂を目指す観光登山のケースにしにしか言及されていないような気がします。実際にはさまざまな目的で山に入られる人がいるので、どの登山道が有料なのか、あるいは入山料が必要なのは標高何m以上なのかをわかりやすく決めて、登山者に予め明示すべきだと思います。料金徴収の名目が県道の通行料なのであれば、車道と同じように「ここから有料道路」「有料道路ここまで」の表記を誰でもわかるように地図への明示はもちろん、現場にもきっちりすべきです。</p>	<p>次の掲げる業務に従事する方については、今回の規制の対象から外す方向で検討しております。 ・山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務 ・山岳遭難を未然に防止するための業務 ・山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務 ・上記のほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの</p> <p>今回の規制では、県が指定する基準点から山頂側に立ち入ることを「入山」と定義し、入山料納付等の条件を付す方針です。なお、本県で徴収する入山料は、手数料として徴収するものであり、山梨県で徴収する通行料(使用料)とは異なります。 入山料の徴収については、事前の周知広報や現場において、わかりやすくお示しできるよう努めてまいります。</p>
30	<p>世界遺産に登録された後、世界の宝として様々な保全活動がされてきましたが、今回発表された条例等による登山規制の骨子案は大いに評価します。 公共交通を利用した1泊2日行程の登山客は山小屋の宿泊料金・五合目までのバス代、入山料を含め最低20,000円前後の費用がかかります。登山準備の経費を含めると富士登山は結構高額なものになり登山客の減少は避けられない状況と思われますが、富士山保全には入山料4,000円は妥当な額と評価します。</p>	<p>御意見を踏まえ、富士山の環境保全及び安全で快適な富士登山の実現に向け、取り組んでまいります。</p>
31	<p>入山料を徴収するなら漏れなく徴収すべきであり、その方策を示されたい。</p>	<p>今回の規制では、基準点から山頂側に立ち入る登山者を対象に、入山料を納付いただくものとする方針です。 これまでの現地調査を踏まえ、適所に必要なスタッフを24時間配置し、対象者からは漏れなく徴収できるよう体制を整えてまいります。 また、入山料の支払について、利便性を高めるため、Webシステムによる事前納付の周知広報に努めてまいります。</p>
32	<p>入山料の納付は、その場で現金支払い、事前支払い、キャッシュレス機能は使えるのか。</p>	<p>Webシステムによるキャッシュレス決済に加え、現地での現金払い及びキャッシュレス決済もできるような体制を整えてまいります。</p>

NO	意見内容	県の考え方
33	登山客全ての人に周知徹底されることが求められます。国内客でも富士山の山小屋には風呂はない、トイレは有料、水は使えない等富士登山の状況や天候が急変する山の厳しさを知らない登山客が大勢います。ましてや訪日客の中には登山準備のないまま登山を始める訪日客さえいます。特に東南アジア系の集団(100人規模)で弾丸登山をする状況では登山者の安全どころか山小屋をはじめとする関係者に多大な迷惑をかけています。いずれも富士登山する前の登山情報が正確に伝わっていないため関係者の苦悩も多いのが現状です。	環境省、山梨県等と連携し、ホームページやSNSを活用した発信や旅行会社への協力要請など、周知に取り組んでまいります。特に外国人に対しては、富士山の厳しい環境や登山に必要なルール・マナー等の理解促進を図るため、事前学習内容やWebシステム等の多言語化を進めてまいります。
34	この条例を知らずに入山場所まで到着した場合は、eラーニングはその場で受講できるのか。	現地でも事前学習が受講できるよう、体制を整えてまいります。また、できる限り、登山口に到着するまでに、規制について知ってもらえるよう、途中の駅やバス等での案内実施を検討してまいります。
35	入山条件の事前学習(eラーニング)の修了について、あまりにも形式的で実効性が無いと思われま。eラーニング以外の方法が必要。事前学習の内容が理解していない登山者には「確認証」を交付しない策も必要。	現地でも事前学習ができる場所を設ける方針です。事前学習で学んだ内容に関するテストに合格しなければ、確認証が発行されない仕組みとする方針です。
36	夜間入山は、山小屋予約でOKと記入されているが、山小屋予約情報は、その都度、照会するのか。そもそも照会という制度が可能なのか。照会しない場合は、入山場所で、山小屋予約名簿を管理することになるのか。	午後2時以降に登山を開始される方については、山小屋と連携し、山小屋宿泊の有無を確認する方針です。具体的な手法については、各山小屋の実情を踏まえながら検討してまいります。
37	夜間規制時間外の登山者は山小屋の宿泊予約の必要はないということですね。	午後2時から翌午前3時までを除く時間帯に入山する場合は、山小屋宿泊を条件としておりません。
38	確認証を提示しなければなりませんと記入されているが、拒否した場合の対応方法を規定するべき。努力義務なのか。登山がNGなのか。登山スタート時点以外から、登山を始めてしまう抜け道が可能なのか。	条例では、県が指定する基準点から山頂側に立ち入ることを「入山」と定義し、「入山」に該当する登山者について、事前学習等の条件を付す方針です。条件を満たした場合に確認証が発行され、確認証のない方は、基準点を通過できないものとする方針です。
39	事前学習に参加せずに入山した者、入山料を払わずに入山した者に対する対応を示されたい。	現地にスタッフを24時間配置し、条例に定める条件を満たしていることの確認を行います。条件を満たしていない場合には、現地において事前学習の受講や入山料の支払いを求めてまいります。
40	規制の骨子案は理解しますが、山梨県と同じように本県も入山人員の制限を導入すべきです。宿泊を伴う山小屋情報は小屋単位でしか把握できません。山小屋の宿泊情報の一元化により登山客もより多くの情報をつかむことができ、日帰り登山客の把握にもつながると思われま。	近年の登山者数の状況から、現時点では、人数制限を設けない方針としております。人数制限のあり方については、今後の動向等を踏まえ、必要に応じて関係者と協議してまいります。また、御意見のとおり、宿泊情報を一元化することで登山者の利便性が向上すると考えているため、各山小屋の実情等を踏まえ、中長期的な目標として取り組んでまいります。
41	各登山口で1日の登山者数は4,000人らしいが、山小屋の1番多い富士宮口の山小屋は8軒あり約千人の宿泊が可能になる。御殿場口須走口は小屋の数が少ないので合わせて千人としても静岡県側の宿泊可能人員は2千人程度にしかならない。1日4,000人が静岡県側全体としてでも2千人が宙に浮いてしまう計算になる。それが各登山口4千人となると静岡県側の有効登山者数は1万2千人となってしまう。そうなると宿泊予約票を持たない1万人の登山者が出て来る計算になる。	山梨県側の富士吉田口で、1日の登山者数の上限を4,000人に設定しています。静岡県側の3登山口については、近年の登山者数の状況から、現時点では、人数制限を設けない方針としております。人数制限のあり方については、今後の動向等を踏まえ、必要に応じて関係者と協議してまいります。
42	規制内容に夜間規制時間とあり、午後2時～午前3時と記入されている。夜間規制時間が午後2時からは、わかりにくい。	御意見を踏まえ、条例中では、「夜間」という用語を用いないこととしました。混乱が生じないよう、わかりやすい広報に努めてまいります。
43	下山者が午後2時過ぎに5合目に着いたら封鎖はどうするのか。解除時間にも疑問がある。午前3時に封鎖を解除してもその時間に着くバスはあるのか。無ければ下山者も登山者も居ない無人の時間が長く続くのではないのか。結局この日々の封鎖は入山料を徴収するための方便に過ぎないだろう。	静岡県側の3登山口では、スタッフを配置して対応する方針であり、登山道を物理的に封鎖することは行わない方針です。シャトルバスがない時間帯であっても、タクシー等で5合目に来る方もいるため、24時間現地で対応できる体制を整えていく方針です。

NO	意見内容	県の考え方
44	夜間規制時間帯の直前・直後に入山する登山者の対策をどうするのでしょうか。	原則として、午後2時以降の入山については山小屋宿泊を条件としております。 午後2時直前・直後については混雑することが想定されるので、余裕を持ってお越しいただくよう、事前の周知に取り組んでまいります。
45	夜間規制時間、これは、暗い時間帯の登山は、危険だという意味だと思われるが、富士宮口で、新五合目から、頂上までは、平均5時間～6時間、頂上から新五合目までの下山は、平均3時間半～4時間、そのことから午後2時以降に登山開始する人は、暗い時間帯の登山となり、深夜帯の登山となるので妥当性はあると思う。 一方で午後1時50分に登山スタートした場合、頂上には、午後7～8時、頂上で30分間滞在した場合、下山して新五合目に到着するのは、午前1～2時。午後2時からを早めたほうがよい。さらに、午前3時以降は、入山OKとしても、急いで登山しても日の出を頂上で見ることはできない。午前3時以降まで規制時間を伸ばしても、影響はない。また、現地スタッフは、午前3時から入山手続きに対応しなければならない。午前3時は、どの季節も暗いことは、間違いない。したがって、午前3時は、規制時間を延長するべき。	山頂を目指すばかりでなく、様々な登山形態がある中、環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等との協議の結果、昨年本県で社会実験として実施しました「午後4時から午前3時まで」の規制時間帯について、開始時間のみ「午後2時から」に前倒しすることが妥当と判断しました。 今後の状況を踏まえながら、山小屋宿泊を条件とする時間帯のあり方については、引続き関係者と協議してまいります。
46	骨子案を作成するに当たって、県内外の登山愛好者団体や山岳関係者(例えば、富士宮山岳会、御殿場山岳会、静岡県山岳・スポーツクライミング連盟、日本山岳会等)から意見を求めたのか。	骨子案の作成にあたり、環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等との協議や意見交換を重ねてまいりました。今後も、随時関係者から意見を伺ってまいります。
47	最近、富士登山ではなく、「富士下山」が注目されていて、それを語って「入山」する者が出てくるかもしれません。2024年7月10日の富士山山開きが午前10時に行われたのは、その直後起こった遭難事故の要因になった可能性があります。3,000m峰の登山開始をそのような時刻に設定する登山者はいません。	県が指定する基準点から山頂側に立ち入ることを「入山」と定義しておりますので、「富士下山」が目的であっても、条例に定める「入山」に該当する場合は、入山料納付等を求めてまいります。 富士山の状況を確認していただいた上で、時間に余裕をもった登山を促してまいります。
48	登山、入山に関しては県内在住または富士山麓市町村在住の登山者と県外、外国から初めての観光登山者との扱いを分けた方がよい。 地元在住の登山者は天気予報を見て予定を変えることが出来る。無理をするのは遠方から休みを取って来る人達が多いと思う。地の利を生かして深夜に登ることも可能とした方がむしろ集中的混雑を避けられると思います。 お盆休み前後の観光登山客に対しては事前抽選等を行い直接的に入山規制を行えば良いと思います。入山料を取ることで入山規制を促すやり方は着地点が不明です。金額を論点にしたら会議がおかしくなると思います。一部の準備不足の観光登山客への事故対応だけを見て議論するのは極端な結果になるように思います。 議論する方達や議員さん達の富士登山経験の有無を公開したら良いと思います。また今回決めたことに対しては、シーズン後毎回見直しを行い、変更出来るよう、議論の継続を明記した方が良いと思います。先々は登る山ではなく見て拝む山という印象を強めるような計画を別に進めるべきだと思います。	富士山の環境保全及び安全で快適な富士登山の実現のため、入山する登山者全員に入山の条件を満たしていただく必要があると考えており、基本的に、年齢や居住地等に関わらず等しく生じるものと考えており、入山料の金額に差は設けない方針です。 骨子案については、環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等、富士山に精通している方との協議を経て作成しております。御意見いただきましたように、登山シーズン後には、実施の状況を関係者で確認し、必要に応じて見直し等を図ってまいります。 事前抽選等の御提案については、人数制限のあり方の検討と合わせ、他地域の事例等を参考にしながら、研究してまいります。 また、山麓周遊の促進等、登山だけでなく富士山の楽しみ方についても、発信してまいります。
49	登山客が一番頼りにするガイドからの登山情報が重要です。 入山料を徴収するに当たり行政が把握できる富士山ガイド協会等の設置が必要です。 登山ツアーの情報も入手でき登山マナー等登山者への情報が容易になります。現在は民間に頼った状態であり入山料の徴収を機により安全な登山につながる責務を持つべきです。	御指摘のとおり、富士山に精通した登山ガイドとの連携は重要であると考えております。登山ガイドのあり方については、今後地元市町や関係者とも話し合っております。
50	確認証の交付と書いてあるが、こんな無駄なことはさけるべき。登山者に求めるのは、支払い記録だけでよい。その場で支払いする人が多いので、領収書を発行すればいい。事前納付者もスマホなどで、支払い記録を明示してもらうことで確認証は不要。領収書、確認証、両方発行するなんて、事務処理的にも、無駄な作業。	現在構築中のWebシステムで手続を完了すると、QRコードが発行され、QRコードをもって確認証とするなど、可能な限り効率的な運営に努めてまいります。 また、現地で支払いをした場合には、領収書兼確認証を発行する方針です。

NO	意見内容	県の考え方
51	<p>条例等における『入山』の定義は『「基準点」より山頂の方向に向かうこと』とされています。別添資料にお示しいただいた『規制の基準点』は、各登山口から山頂方面への登山道に加えて、休養林ハイキングコース入口(宝永山方面)にも設定されています。山頂方面への通行を入山と定義する一方で、なぜ山頂方向への登山道ではないハイキングコース入口に基準点が設定されているのでしょうか。</p> <p>また、宝永山方面への通行につきまして、基準点を通過するが山頂方向へ向かわない散策(例:宝永山方面へ富士山自然休養林ハイキングGコースを通行)は、入山料徴収の対象となるのでしょうか。</p>	<p>県が指定する基準点の設置場所に関しては、環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等と協議を行ってまいりました。協議の結果、富士宮口五合目から宝永山方面への立入りについては、現地の実情を踏まえ、「入山」に該当するものとし、規制の対象に含める方針としております。</p>
52	<p>本条例は『世界遺産である富士山の価値を守り、国内外から訪れる登山者が「神聖さ」・「美しさ」を実感できるような、安全で快適な富士登山の実現』を目指すものと認識しております。今回の骨子案には各登山口五合目から山頂方面への登山道のみ規制されておりますが、自然休養林ハイキングコース等を通行して富士宮六合目へ到達、山頂方面へ向かう登山客も一定数いると推察します。</p> <p>前述のハイキングコース通行者との区別のため、また山頂方面への登山客から一律での入山料徴収を行うため、富士宮ルート六合目に規制の基準点を設置することを提案いたします。</p>	<p>五合目施設については、厳しい施工環境にあり、整備計画の策定に時間を要しておりますが、早期整備を目指して取り組んでまいります。</p> <p>施設整備への入山料の一部使用については、整備計画の具体化に合わせて検討してまいります。</p>
53	<p>富士宮新5合目施設は、放火されてからまだ整備されていないと思う。この入山料を一部使用し、早期に整備するようにお願いしたい。</p>	<p>五合目施設については、厳しい施工環境にあり、整備計画の策定に時間を要しておりますが、早期整備を目指して取り組んでまいります。</p> <p>施設整備への入山料の一部使用については、整備計画の具体化に合わせて検討してまいります。</p>
54	<p>〈弾丸登山のネーミング〉 「弾丸登山」はトレランで往復する高速登山をイメージさせる言葉で、今問題になっている、夜中に山中でやたら長時間休みながらノロノロ登山するスタイルを全く表していないと思います。どう考えても彼らの登山形態と「弾丸」が一致しません。このネーミングの変更を強く求めたいです。</p> <p>〈禁止の理由〉 「危険だから禁止です」は一般には通用しないと思います。少なくとも一般の登山者にとって、夜間登山はとくに危険ではありません。山小屋を予約したから悪天候でも無理して登る、熱中症の危険が大きい夏の屋間に往復する登山に比べれば、天候も体調も確認できてから登山を開始できる夜間登山のほうが登山行為自体は安全だと私は考えます。もちろん登山道もよく知らないとか、寝不足など自分の体調も把握できない登山者にとっては危険ではあるのですが、それでも「俺は大丈夫」と言われれば、なかなか反論ができません。</p> <p>また、もし例えば富士宮口で、六合目の小屋に宿泊すればご来光目指しての夜間登山OKということなのであれば、すでに「夜間登山は危険だから禁止」のロジックは破綻しています。2024年度の吉田口でもスバルライン五合目の宿泊施設でも泊まればOKだったので、そのロジックは破綻していました。</p> <p>「(あなたが)危険だから」という余計なお世話的な理由よりも、「山小屋の宿泊可能人数を超えた人数が夜明け前に登ると、登山道が混みすぎて危険なので、宿泊がmustというルールになっています」とか「山小屋に宿泊し、ご来光を目指して登られる方が優先(要するにお金をたくさん払った方が優先)なので、宿泊されない方は、彼らの邪魔にならない時間に登っていただくのがルールです」という受け入れ側の都合で説明したほうが納得感があると思います。</p>	<p>富士山世界文化遺産協議会や富士山における適正利用推進協議会等の場で、「事前に十分な休息を取らず、夜通し登山を行うこと」を、「弾丸登山」と表現してまいりました。弾丸登山という表現については、御指摘の意見も参考に、関係者と協議してまいります。</p> <p>なお、以下の理由から、環境省や山梨県と一体となって、弾丸登山の対策に取り組んでいるところで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂付近で、弾丸登山者による登山渋滞が発生する可能性があり、混雑に伴う事故やけがの発生リスクが高まること ・一般的に、夜通しで一気に山頂を目指す行為は、吐き気や頭痛の症状を引き起こす「高山病」や疲労による事故の危険があること ・夏でも夜間は、山頂付近の気温が氷点下になることもあるため、身体に大きな危険を及ぼすリスクが高まること ・夜間、山小屋周辺で騒ぐ行為や、寒さを凌ぐために山小屋の屋外トイレを占拠する行為が発生していること ・足元が暗く、見通しも悪いため滑落やけが、落石事故のリスクが高まること <p>人数制限のあり方については、今後の動向等を踏まえ、関係者と協議してまいります。</p>

NO	意見内容	県の考え方
55	<p>山梨県は従来通り7月1日。静岡県側は7月10日となっているが、山頂の下山口はどうしているのか。例え10日以前は静岡県側の登山口は封鎖してあったとしても、下山口が封鎖しなければ弾丸登山より危険な遭難が予測される。</p> <p>7月10日以前に山梨県側から登った登山者が静岡県側に下ったとき、天候の急変や体調不良、転倒等による怪我が発生したらどのように対処するのだろうか。下山口に山小屋の閉鎖や登山道の積雪などの注意を書いた立札は有ると思うが、疲れはてている登山者は見落す恐れがある。そのため下山口には登山口より厳重な封鎖が必要になる。また、人間の下山口だけでなくブルトナーの下山箇所も忘れてはならない。</p> <p>こんな煩瑣な事を避けるには静岡県側も開山日を7月1日に戻すのはどうだろう。入山料も徴収するのだから登山道の整備も10日早め、少しの積雪は除雪してでも開山日は統一すべきだと思う。</p> <p>静岡県知事が記者会見で「富士山は一つであり、出来る限り統一できれば」と言っているのだから、山梨側が料金で静岡側は開山日で譲るのが大人の対応だと思う。</p>	<p>静岡県側は山梨県側よりも雪解けが遅く、安全に山小屋、トイレ等の準備を完了させた上で登山者を受け入れることとしているため、開山日を7/10としています。開山期については、両県における歴史的・文化的背景や気象条件等事情が異なるため課題は多いですが、今後も両県の関係者等により協議してまいります。併せて、登山者の安全性・利便性が損なわれないよう対策を実施してまいります。</p>
56	<p>私の富士登山は子供や孫を連れて行く以外は弾丸登山だった。コースの多くは夜中に車で富士宮口五合目に行き、富士宮口八合目から御殿場口七合八尺の旧測候所の避難小屋に抜け、その辺りで日の出を見て山頂に向かうコースだった。</p> <p>下りは御殿場口を下り七合目下の砂走りの入口辺りから宝永山に向かい宝永山の火口を下って新五合目に戻るコースだった。これで危険を感じた事は一度もない。だが最近の弾丸登山はバスの1番に乗って出発するしか無く、一日中直射日光の中を歩かなければならず、熱中症の恐れは増すだろう。また、終バスを利用して日の出を見るコースは山頂で日の出を待つ時間が長く、低体温になる可能性がある。私には弾丸登山は必要だったが、マイカー規制がある今は弾丸登山は危険だといえる。</p>	<p>御意見のとおり、世界遺産登録やインバウンドの増加等、富士登山を取り巻く環境も変化しております。引き続き、環境省や山梨県と一体となって、弾丸登山の対策に取り組んでまいります。</p>
57	<p>9月や10月の秋山や初冬の登山は禁止なのか。登山装備を整えある程度の冬山の技術ある登山者や、指導者がついた冬山技術の訓練等が一律禁止では何か横暴過ぎると思うが、この対策はできているのか教えてほしい。</p>	<p>開山期を除く期間においては、富士山頂への登山道は通行禁止となっております。夏山期間以外の登山については、富士山における適正利用推進協議会において、ガイドラインを定めております。</p> <p>【富士登山オフィシャルサイト 富士登山における安全確保のためのガイドライン】 https://www.fujisan-climb.jp/risk/guidelines.html</p>
58	<p>規制のない頃は八合目から山頂までの区間で渋滞が発生していた。これは山頂で日の出を見て下って来た人と、上りの登山者が狭い岩場でぶつかるのが原因で混むのだが、中には待ちくたびれて登山道を外れて歩く人も出てくる始末だった。何とも危なそうで見ているだけで恐ろしかったが、これは解消するのだろうか？</p> <p>この渋滞を回避する案を提案したい。それは富士宮口八合目から上は上り専用として下りは御殿場口を利用するのだ。今は登山者が少なく閑古鳥が鳴いている御殿場口だがここには砂走りという宝物があるが、今回その砂走りはとは口だけ経験して、途中から宝永山に向かい宝永山の大絶壁を見ながら火口の中を下するのだ。</p> <p>火口から出たら富士宮六合目に向かうもよし、少し下って原生林の中を歩いて五合目のバス停に行くのも良いだろう。このコースなら面白味の少ない富士宮口を下るよりよっぽど貴重な体験を味わう事が出来ると思う。</p>	<p>御提案いただいたルートは混雑解消のための1つの案と考えられますが、県道でない部分も含まれており、整備の課題等もあることから、現状も踏まえながら、どのように活用できるか、関係者とも協議してまいります。</p>

NO	意見内容	県の考え方
59	<p>今回は火口には下らずに宝永山山頂から砂走りに戻り、そこから砂走りの最大傾斜を飛ばすように走るコースを紹介したい。砂走りの最大傾斜地を楽しんだら右側に二合八尺の旧測候所の避難小屋見えてくる、その前を通り踏み跡も定かではない火山灰地帯の中を、左に見える上双子山と右側の樹林帯との中間を目指して進めば「四辻」にできる。</p> <p>ここで余裕があれば、何処を歩いても山頂に行ける双子山に登るのも良いだろう。だが目的地の水ヶ塚駐車場に行くには、更に四辻を下に向かい原生林の中を指導票の案内の通り進めば、いつしか氷塚の駐車場にできる。</p> <p>このコースは通常の富士登山では味わえない宝永火口の絶壁や、まるで恐竜の背びれのような溶岩を見たり、富士山随一の砂走りを走ったり、果ては青木ヶ原の樹海より静かで自然に満ちた原生林の中を散策するこのコースは、誰もが満足してくれるでしょう。</p> <p>(ただし疲れすぎなければ)だがこのコースの難点は、避難小屋から四辻までの道が不鮮明なので経験者と同行した方が良いでしょう。</p> <p>どうせ山小屋に泊まるなら海から富士山頂の通称「0富士」というコースもある。通常の0富士は田子の浦の海から富士宮の村山浅間神社経由で行くのだが、このコースだと2泊必要になる。それが今回紹介するコースは六合目か七合目に1泊するだけで済む画期的なコースです。</p> <p>まず田子の浦海岸を出発すると富士塚にお参りするの村山浅間神社コースと同じだが、今回紹介するのは十里木経由の道になります。富士塚から毘沙門天に向かい毘沙門さんの手前から県道76号線に入ります。76号を何処までも北に向かい24号にぶつかったらこれを右折してこどもの国経由で十里木部落に向かいます。十里木部落で右折して別荘地を通り南富士ラインに出たらそれを少し進んだ所にある道路の料金所跡から標識に従い左の山道に入る。ここからは須山登山道の案内が各所にあるのでその指示に従い進めば、水ヶ塚駐車場近くの富士山スカイラインに出る。</p> <p>水ヶ塚からはしっかりした道標が建っているため、宝永山又は6合目を目指せば宝永山入口に出て更に進めば六合目の山小屋に到着する。このコースは道中が長いので海岸の出発を早くすると、十里木から水ヶ塚までは不鮮明な箇所があるので未経験者は経験者と同行した方が良いでしょう。また、当然健者向けコースです。</p> <p>これらの事を検討する委員の方は、どのくらい富士登山をされたのでしょうか。弾丸登山は経験ありますか？ 日中や夜間登山の経験は、色々な登山口を歩いた事はありますか？少々心配です。</p>	<p>富士登山の多様な楽しみ方の発信は重要な取組と考えており、御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>骨子案については環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等、富士山に精通している方を含む関係者会議等で協議等を踏まえ、策定いたしました。</p>
60	<p>登山の経路にある山小屋などに観測機材を設置して山頂以外の各登山道ごとに観測データを公表すべき。</p>	<p>気象情報については、民間事業者が山小屋と連携して、気象測器を設置し、観測データをWeb上で随時公表しております。また、登山者数については、環境省が各八合目にカウンターを設置し、計測結果を公表しております。</p>
61	<p>世界文化遺産という側面からすると、かつてどのように山頂まで至ったのか、日の当たり具合はいまひとつの印象を受けます。</p> <p>個人的に五合目以下の旧登山道を四方八方調査踏破していますが、各自治体、学者様などでも追えていない発見が麓には多くあります。</p> <p>富士山の麓は広い上、山梨県吉田口のような史跡が少なく、なかなか本腰を入れにくいとは思いますが、昔の人がたどった巡礼路には価値があるはずです。東海道を歩く人は相変わらず多いですが、同様に世界各地で巡礼路、古道の探索は人気が高まっています。富士山の古道も公的にリノベーションされてはいかがでしょうか。</p>	<p>静岡県富士山世界遺産センターにおいて、巡礼路の調査研究に取り組んでおります。</p> <p>調査研究の成果を、山麓周遊の促進に活用することは重要な取組と考えており、御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
62	<ul style="list-style-type: none"> ・当初3,000円～5,000円の案が示されていたが、骨子案では4,000円しか表記がなく、金額を併記してほしかった。 ・専門家の意見等を見れるようにしてほしい。 ・公募で代表の県民を募って、そこで金額の意見も聞いて決めた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、規制に必要な経費等を考慮して、3,000円、4,000円、5,000円の3案を示し、環境省、地元自治体、山小屋組合、観光団体、登山ガイド団体、交通事業者等との協議を踏まえ、4,000円に絞り込みました。 ・専門家の意見等の公表については、今後検討してまいります。 ・今回のパブリックコメントにおいて、金額についても、広く御意見をいただいたところです。
63	<p>パブリックコメントの募集を24日までとした理由は何か。あまりにも期間が短すぎて検討する余裕がない。30日以上(これが原則ではないか)を設けるべきである。</p>	<p>骨子案の作成にあたり、地元関係者の意見集約等に時間を要したこと及び条例案を2月県議会に提出するスケジュールを考慮し、今回の募集期間となりました。</p> <p>パブリックコメントについては、制度上の名称が「県民意見提出手続」となっていますが、県外の方でも参加できる制度となっています。</p>
64	<p>今回のパブリックコメントは、募集日数が非常に短く設定されていること、かつ静岡県民に限っており、疑問に思うところがあります。</p>	<p>骨子案の作成にあたり、地元関係者の意見集約等に時間を要したこと及び条例案を2月県議会に提出するスケジュールを考慮し、今回の募集期間となりました。</p> <p>パブリックコメントについては、制度上の名称が「県民意見提出手続」となっていますが、県外の方でも参加できる制度となっています。</p>